

『2011年版 司法試験 完全整理択一六法 民法』  
お詫びと訂正

以下の箇所に戻りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年10月9日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
267	下から1行目	債務者の支配...	債権者の支配...	2011.1.28
443	下から2行目	不登法 61	不登法 60	2011.4.4
587	下から3行目(民法865条1項条文)	違反してし	違反して	2011.4.4
574	図表<特別養子と普通養子の比較>特別養子上から4行目 養親となることができる者	配偶者のある者 (817の2)	配偶者のある者 (817の3I)	2010.10.23
433	下から2行目	不登法 61	不登法 60	2010.9.14
233	15, 16行目 《注釈》内 二効果(2)	賃料	建物使用の対価	2010.9.5
205	第362条三 1設定者に対する効力内	質権者は担保価値維持義務を負うので...	質権設定者は担保価値維持義務を負うので...	2010.9.1